

下水道使用料を改定します

● 問合せ先 上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)

この度、公共下水道事業の経営状況の改善を目的として、令和7年4月1日から下水道使用料を改定(値上げ)することとなりました。

市民の皆さんにはご負担をおかけしますが、将来に渡り安定的・持続的なサービスを提供するため、使用料改定にご理解いただきますようお願いいたします。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」



下水道使用料は何に使われているの？

下水道管や処理場の維持管理費など、汚水を処理するための費用等に使われています。

私たち一人一人が毎日流している生活排水。この生活排水が川や海を汚している原因の一つといわれています。私たちは川や海をきれいにし、美しい自然を次の世代に残していかなければなりません。

下水道を整備することで、川や海などの自然環境を守り、衛生的で快適な生活ができる、水路や側溝に流れる生活排水が減り、蚊やハエの発生を防ぐ効果が期待できます。



どうして使用料改定が必要なの？

汚水処理費用※に対して、十分な使用料が得られていないためです。

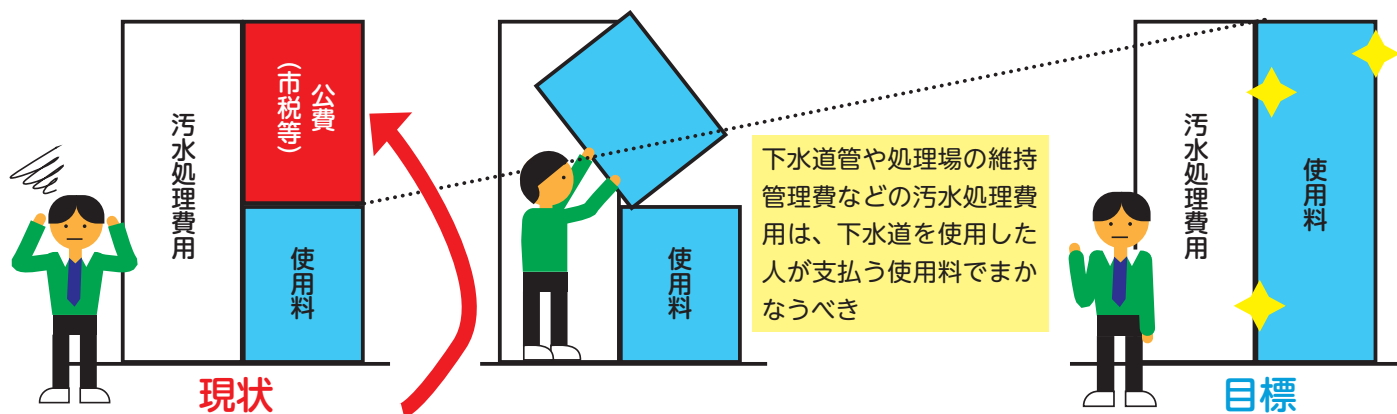


下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で経費をまかなうことが原則です。

市では消費税および地方消費税の改正を除き、平成7年2月の供用開始以降、現行の下水道使用料を維持してきましたが、汚水処理費用に対して十分な使用料が得られていないため、不足分を市税等の公費で補填しており、下水道の利益を受けていない人の税金が使われています。

このような状況を改善し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために、下水道使用料を改定するものです。

※汚水処理費用…下水道管や処理場の維持管理にかかる費用



令和5年度は、汚水1m³に要した処理費用約150円に対し、得られた使用料は1m³あたり約85円で、その差額は公費で補填しました。

今回の使用料改定を行っても、汚水処理費用に対して使用料収入が不足している状態です。



今までどのような経費削減の取組をしてきたの？

人件費や委託費などの経費削減に努めてきました。

★主な取組

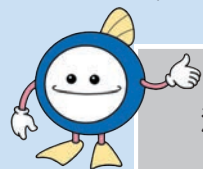
- 人件費の削減・・・部・課の統廃合、検針徴収総合業務の民間委託
- 事務経費の削減・・・管路調査業務の共同発注
下水道排水設備関係事務を近隣自治体と共同化



新しい使用料金額はどうなりますか？

下の表が改定前後の比較です。基本使用料のみだった 5m³以下の従量使用料を新設しました。

(1カ月あたり・税別)



汚水排出量	改定前 (令和7年3月31日まで)		改定後 (令和7年4月1日から)		差額	
	基本使用料	超過使用料 (1m ³ あたり)	基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)	基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)
～5m ³ 以下	428円	設定なし	610円	42円	+182円	+42円
5m ³ 超～10m ³ 以下		60円		62円		+2円
10m ³ 超～20m ³ 以下		78円		81円		+3円
20m ³ 超～40m ³ 以下		97円		101円		+4円
40m ³ 超～100m ³ 以下		117円		122円		+5円
100m ³ 超～500m ³ 以下		145円		151円		+6円
500m ³ 超		184円		191円		+7円

下水道使用料のモデルケース

※岩倉市における2カ月の平均排水量は約30m³

(2カ月あたり・税込)

排出量	現行	改定後	差額
10m ³	940円	1,800円	+860円
20m ³	1,600円	2,480円	+880円
30m ³	2,450円	3,370円	+920円
40m ³	3,310円	4,260円	+950円
60m ³	5,450円	6,490円	+1,040円

排出量は使用水量のお知らせの
下水排出量をチェック！

水道料金等は納期限までに納めましょう。
水道料金等のお支払いは、便利な口座振替のご利用を。

今回の使用水量のお知らせ

様

水検番号: 検針番号: 検針口径: 020mm

令和6年8月 - 令和6年9月分

今回指示数	1,600m ³
前回指示数(-)	1,563m ³
取替前使用水量(+)	0m ³
水道使用水量	37m ³
下水排出量	37m ³

<<今回ご請求額>> (うち消費税等相当額 10%)

水道料金	4,070円	(370円)
下水道使用料	3,060円	(278円)
合計金額	7,130円	

本日、検針させていただきました。
いつも水道をご利用いただきありがとうございます。
裏面もご覧ください。



他市に比べて割高になるのでは？

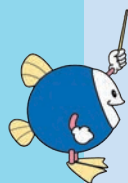
県内他自治体と比較しても割高ではありません。

愛知県内に 50 ある事業体の中で、現在の下水道使用料は安い方に入ります。
改定後もちょうど中ほどに位置することになり、決して割高ではありません。

1 カ月 20m³使用した場合の使用料の比較（税抜・令和 6 年 10 月 1 日時点）（単位：円）

順位	事業体	下水道使用料	順位	事業体	下水道使用料
1	小牧市	1,438	23	日進市	1,900
2	刈谷市	1,500		岩倉市（改定後）	1,940
2	安城市	1,500	25	豊明市	1,950
4	岩倉市（現在）	1,508	26	北名古屋市	2,000
}			}		
10	犬山市	1,610	30	大口町	2,060
11	名古屋市	1,640	}		
}			38	江南市	2,335
17	扶桑町	1,754	39	一宮市	2,345

※県が公表しているデータを元としているため、実際の金額とは異なる場合があります。



いつから使用料が変わるの？



偶数月検針地区は令和 7 年 6 月検針（4・5 月使用分）、
奇数月検針地区は令和 7 年 7 月検針（5・6 月使用分）から新料金になります。

	令和 7 年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
偶数月検針	現行料金		新料金		● 6 月検針	
奇数月検針		現行料金		新料金		● 7 月検針

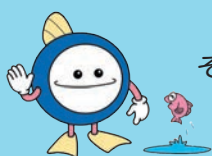
令和 7 年 4 月 1 日改定日



今後また使用料改定を行う予定はありますか？

定期的に見直しを行い、使用料の改定を検討していきます。

今回の使用料改定を行っても、汚水処理費用に対して使用料収入が不足している状態ですので、今後の社会情勢等を考慮しながら継続して審議を行い、段階的に下水道使用料の改定を検討していきます。



その他、下水道使用料改定についての詳細は、市ホームページをご覧ください。